

# 審査基準

A-f-5  
令和7年4月3日作成

法令名	: 警備業法
根拠条項	: 第22条第6項
処分の概要	: 警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	:  警備業法施行規則第43条第3項 (警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請)
審査基準	:
標準処理期間	: 14日
申請先	: 愛知県内の警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先	: 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備考	: